

指定避難所（7施設）

番号	施設名
1	文化ホール
2	交流プラザみなクル
3	奈井江中学校（体育館）※
4	社会教育センター※
5	奈井江小学校（体育館）※
6	奈井江商業高校（体育館）
7	体育館

※印は浸水の可能性がある場合は避難所が変更となります。

指定緊急避難場所（19箇所）

番号	施設名	対象災害	
		洪水	地震
1	文化ホール（広場等）	○	○
2	交流プラザみなクル（広場等）	○	○
3	奈井江中学校（グラウンド）	※○	○
4	社会教育センター（広場等）	※○	○
5	奈井江小学校（グラウンド）	※○	○
6	奈井江商業高校（グラウンド）	○	○
7	体育館（広場等）	○	○
8	奈井江町役場（広場等）	※○	○
9	北町コミュニティ会館	※○	○
10	南町コミュニティ会館	○	
11	東町生活館	○	
12	向ヶ丘生活館	○	
13	茶志内連合会館	○	
14	京極会館	○	
15	宮村農業集落センター	○	
16	敷島農業集落センター	○	
17	白山農業集落センター	○	
18	大和連合会館	※○	○
19	道の駅「ハウスナルビ奈井江」	○	○

※印は浸水の可能性がある場合は避難場所が変更となります。

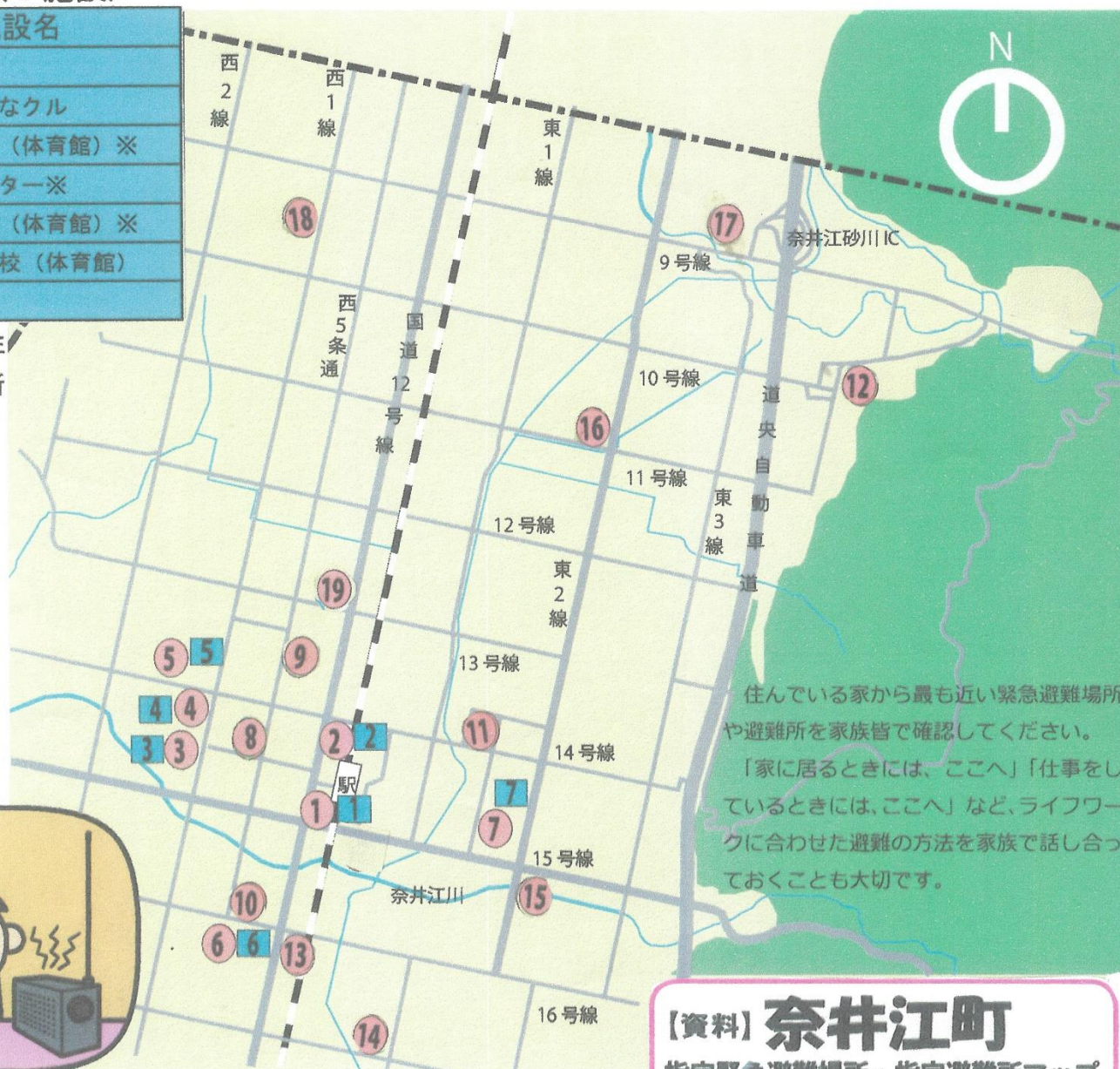
【指定避難所とは】

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設になります。

【指定緊急避難場所とは】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるために洪水や地震などの災害の種類ごとに、緊急避難する広場や建物等の施設になります。

至 砂川市



住んでいる家から最も近い緊急避難場所や避難所を家族皆で確認してください。

「家に居るときには、ここへ」「仕事をしているときには、ここへ」など、ライフワークに合わせた避難の方法を家族で話し合っておくことも大切です。

【資料】奈井江町

指定緊急避難場所・指定避難所マップ

至 浦臼町



災害が発生したら、自ら情報収集に努めましょう。

至 美幌市